

## 第3節

# 新防衛大綱の内容

本節では、新防衛大綱が示す防衛力の新たな考え方や自衛隊の態勢・体制などについて説明する。

### 1 基本的な考え方－動的防衛力の構築など

新防衛大綱は、安全保障環境の変化に対応するため、「動的防衛力」を構築するとしている点が大きな特徴となっている。

現在の世界における多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっている。こうした中で、軍事力の役割が一層多様化し、人道支援・災害救援、平和維持、海賊対処など平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつある。自衛隊も、これまで国際平和協力活動を数多く実施してきており、海外での活動が日常化している。このような活動を行っていく上で、持続性をはじめ、継続的な活動を支える能力が重要となっている。

また、わが国周辺においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させている。こうした中では、防衛力の存在自体によって相手を抑止するのみならず、平素から各種の活動を適時・適切に行うことによって国家の意思や高い防衛能力を示すなど防衛力の運用に着眼した「動的な抑止力」が重要となる。加えて、軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあることなどから、事態に迅速かつシームレスに(切れ目なく)対応するためには、即応性をはじめ、総合的な部隊運用の能力の重要性が増している。

このような中にあるのは、今後の防衛力については、

「防衛力の存在」を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「防衛力の運用」に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行い得る「動的なもの」としていくことが必要である。このため、新防衛大綱では、即応性、機動性、柔軟性、持続性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとしている。この「動的防衛力」の考え方は、自衛隊の活動を通じて防衛力の役割を果たしていくことを主眼としている。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の防衛力を着実に整備することが必要である。このため、新防衛大綱においては、厳しい財政事情を踏まえ、自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置などの抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行ったうえで、真に必要な機能に資源を選択的に集中する「選択と集中」を行い、防衛力の構造的な改革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成するとともに、人事制度の抜本的な見直しにより、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向上などを推進し、人件費が高く自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造的改善を図ることとされている。このように防衛力の構造的な改革や人事制度改革に触れていることも、新防衛大綱の特徴の一つである。

## COLUMN

## 「動的防衛力」について

## 「運用」に焦点を当てた防衛力

新防衛大綱では、将来に向けて、わが国の防衛力の基本的方向性として「動的防衛力」を構築するとの方針を示した。これは、安全保障環境の変化などを受けて、「運用」に焦点を当てた防衛力を実現しようとする考え方である。

具体的には、防衛省・自衛隊としては、次のような考え方で防衛力の運用を行っていくことが重要と考えている。

## ① 平素の活動—常時・継続的・戦略的に実施

わが国周辺で軍や関係機関による活動が常日頃から活発に行われる中では、各国の動向を把握し、事態の兆候を察知するための活動を日常的に行うことが極めて重要である。

このため、防衛力を日ごろから運用し、情報収集・警戒監視・偵察活動などを行っていく。これらの活動は、国を守るという意思や高い防衛能力を示すものであり、わが国が置かれる環境にも影響を及ぼしうることに着目して、戦略的に行う視点が必要である。

## ② 事態への対応—迅速かつ切れ目なく実施

軍事科学技術などの進展にともない、兆候が現れてから事態発生に至るまでの時間が非常に短くなり、また、災害などは兆候の察知自体が難しい。社会インフラが高度化・複雑化・ネットワーク化し、小さな被害が大きな影響を生む可能性も高まる中、早期に事態や被害の拡大を食い止めることが必要となる。

このため、日ごろの活動を通じて兆候を早期に察知し、国内外における突発的な事態に、迅速にかつシームレスに（切れ目なく）対応する。たとえば、島嶼部が何らかの危機に陥った場合には、陸海空の部隊を迅速かつ機動的に統合運用し、即座に対応することが重要である。

## ③ 協調的な活動—重層的に実施

多様化・複雑化が進む安全保障上の課題は、一国のみで解決することが難しくなり、利益を共有する国が協力して、粘り強く取り組むことが一層必要になっている。また、これらの取組において軍事力を用いることも一般的なものとなっている。

このため、わが国としても、防衛力を積極的に活用して課題の解決に継続的に取り組み、その中で、二国間、三国間、多国間といったさまざまな形で国際協力を重層的に展開し、諸外国との協調・協力のネットワークを強化していく。こうした取組は、わが国の国際社会における存在感の高まりにも寄与するものである。

たとえば、国外における大規模災害などに際して、自衛隊の特性を活かしつつ、迅速に展開し、医療活動、物資の輸送活動などを効果的・効率的に実施することや、PKO、海賊対処、能力構築支援などにおいて多様かつ長期的な任務を実施することが重要である。

## 「動的防衛力」実現に向けた構造改革

「動的防衛力」は、これまでに構築された防衛力を前提に、更なる構造改革を行いつつ、より効果的・能動的に活用することに力点を置いている。

「動的防衛力」実現のためには、総合的・横断的な観点から、自衛隊全体にわたる装備、人員、編成、配置などの抜本的な効率化・合理化を図り、真に必要な機能に資源を選択的に集中して、防衛力の構造的な改革を行うことが必要である。また、装備の量や質の確保といったハード面のみならず、防衛力の運用を支える各種制度の見直しといったソフト面の取組も必要である。

このため、防衛省では、「防衛力の実効性向上のための構造改革」を断行すべく、総合的な検討を行っている。

※「構造改革」の詳細については、3章2節(P194)参照。

## 従来の防衛力のあり方との違い

## ① 51大綱—「防衛力の存在」重視

冷戦期、東西両陣営の対立という構図の中で、「防衛力の存在」による侵略の未然防止・抑止に重きを置く考え方（基盤的防衛力構想）を採用し、防衛上各種の機能を備えた部隊を全国に均衡配備することに力点を置いていた。

## ② 07大綱—基盤的防衛力構想の踏襲

東西冷戦後の不透明・不確実な状況下で、「力の空白」を生まないよう、基盤的防衛力構想を基本的に踏襲する一方、PKOや災害派遣など、本来の「戦う」という役割とは異なる自衛隊の活動に対する期待の高まりを踏まえ、防衛力の役割として国際貢献や大規模災害への対処などにも言及した。

## ③ 16大綱—「対処」と「国際協力」重視

21世紀に入り、抑止困難なテロリズムが一国の安全を脅かす可能性、弾道ミサイルなどが使用される可能性が現実味を帯びてきたことを踏まえ、これらの危機が実際に及んだ場合の「対処」に力点を置くことが必要となった。加えて、このような危機の未然防止のためには、不安定要因を除去すべく国際平和協力活動などを通じて安全保障環境を改善していくことが必要と考えられた。このため、基盤的防衛力構想の有効な部分は継承しつつ、「抑止」に加え、「対処」と「国際協力」を重視した「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」を構築することとされた。

「動的防衛力」の考え方は、このような流れの中で、新たな安全保障環境において、事態が起こる前から行う情報収集・警戒監視などの平素の活動や、アジア太平洋地域などにおける国際協力の重要性が高まっていることを踏まえて、自衛隊の「運用」を重視し、「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」を発展させたものである。

## COLUMN

## 「動的防衛力」に関するよくある質問

Q1 「基盤的防衛力構想によることなく、動的防衛力を構築する」とは、どういう意味ですか？

A 新しい安全保障環境のもとで、今後の防衛力の目指すべき方向性をより徹底して追求するため、51大綱以来の基盤的防衛力構想にとらわれずに取り組む、という意味です。

基盤的防衛力構想にとらわれるべきでないと考えたのは、基盤的防衛力構想は、東西が対峙していた冷戦時代に採用されたもので、防衛力の存在による抑止効果に重点を置いています。新たな安全保障環境では、防衛力の運用を重視し、抑止の信頼性を高めることが重要となっているなど、基盤的防衛力構想が前提としていた状況が大きく変化しているためです。

また、動的防衛力の構築に向けては、厳しさを増す財政事情のもと、防衛力の構造的な変革を図ることが不可欠ですが、基盤的防衛力構想を今後の方向性として掲げていては、標準的な装備の部隊をまんべんなく配置すればよい、という発想になりやすく、メリハリのある防衛力整備の妨げとなり得ることも考慮しました。

Q2 「動的防衛力」は、16大綱の「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」をどう発展させたものですか？

A 「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」は、「対処」と「国際協力」を重視するものであり、その備えるべき特性として、「即応性、機動性、柔軟性および多目的性」が挙げられていました。

「動的防衛力」は、自衛隊の「運用」に焦点を当て、

- 事態発生時の対処のみならず、平素からの常時継続的な防衛力の運用による「動的な抑止力」を重視
  - 「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」を役割として明確化
  - 従来に増して即応性、機動性、柔軟性および多目的性を向上
  - 防衛力の備えるべき要素として、自衛隊の各種活動を支える「持続性」にも着目
- することとした点で、「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」を発展させたものといえると考えています。

Q3 「動的防衛力」の考え方は、いわゆる「脅威対抗」の考え方に立つのですか？専守防衛などとの関係は？

A 新防衛大綱においては、東西冷戦時代のような敵味方の対峙構造を前提とし、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗する、いわゆる「脅威対抗」の考え方（わが国に対し侵略を行うことのできる軍事能力のみに着目し、これをもって脅威とみなし、このような軍事的脅威に対応できる防衛力を整備する考え方）には立っていません。

また、新防衛大綱では、わが国の安全保障における基本理念の中で、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとのわが国防衛の基本方針を引き続き堅持することを明記しています。動的防衛力の構築は、このような基本方針のもとで行われるものです。

## 2 安全保障における基本理念

新防衛大綱では、わが国の安全保障を確保する上で最も基本的な事項を明確にするとの観点から、安全保障における基本理念として、これをまづもって明示している。

具体的には、まず、安全保障の目標として、①わが国に脅威が及ぶことの防止・排除、被害の最小化、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善による脅威の発生の予防、③世界の平和と安定および人間の安全保障の確保への貢献、の3つを掲げている。

これらの目標を達成するため、わが国の外交力、防衛力などをより積極的に用い、国際の平和と安全の維持にかかる国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進することを含め、わが国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力など多層的な安全保障

協力を統合的に推進することとしている。

また、わが国は、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとのわが国防衛の基本方針を引き続き堅持することとしている。同時に、国際平和協力活動により積極的に取り組むこととしている。さらに、核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現に向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていくと同時に、現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止<sup>1</sup>の信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力し、あわせて弾道ミサイル防衛や国民保護を含むわが国の取組により適切に対応することとしている。

## 3 わが国の安全保障の基本方針

### 1 わが国自身の努力

新防衛大綱は、2の「安全保障における基本理念」に示された3つの目標を達成するための根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、わが国防衛の基本方針のもと、同盟国などとも連携しつつ、平素から国として総力を挙げて取り組むとともに、わが国を取り巻く安全保障課題や不安定要因に起因する様々な事態（各種事態）の発生に際しては、事態の推移に応じてシームレスに対応することとしている。

また、以下について、国として総合的かつ戦略的に取り組むこととしている。

ア 関係機関における情報収集・分析能力の向上、政府横断的な情報保全体制の強化、情報収集および情報通信機能の強化などの観点からの宇宙の開発および利用の推進、サイバー攻撃への対処態勢および対応能力の

### 総合的な強化

イ 平素からの関係機関の連携、事態発生時における政府一体となった対応、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習の実施など政府の意思決定および対処にかかる機能・体制の検証、法的側面を含めた必要な対応についての検討

ウ 安全保障会議を含む、安全保障に関する内閣の組織・機能・体制などを検証の上、官邸に国家安全保障に関する関係閣僚間の政策調整と内閣総理大臣への助言などを行う組織を設置

エ 各種災害への対応や国民の保護のための各種体制の整備、国と地方公共団体などの緊密な連携・万全の態勢の整備

オ グローバルな安全保障環境の改善のための取組における関係機関の連携、非政府組織との連携・協力などによる国際平和協力活動などへの効率的かつ効果的な

<sup>1</sup> 米国が日本などの同盟国・友好国に対する攻撃を抑止することをいう。米国自身に対する攻撃の抑止は、基本抑止という。

対応、国連平和維持活動の実態を踏まえたPKO参加5原則<sup>1</sup>などわが国の参加のあり方の検討

カ わが国の安全保障・防衛政策をよりわかりやすくするための努力、国際社会におけるわが国の安全保障・防衛政策への理解促進のための対外情報発信の強化  
わが国の安全保障の最終的な担保である防衛力については、わが国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するという国家の意思と能力を表すものであるとの認識のもと、本節1で述べたとおり「動的防衛力」を構築することとしている。

## 2 同盟国との協力

新防衛大綱においては、基本的な価値を共有する超大国である米国との日米安保体制を中核とする同盟関係は、わが国の平和と安全を確保するために今後とも必要不可欠であること、また、在日米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止および対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしていること、さらには日米同盟が多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応をわが国が効果的に進める上でも重要であるとの認識を示している。

また、こうした意義を踏まえ、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていくとし、

- ① 日米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標および役割・任務・能力に関する検討を引き続き行うなど、戦略的な対話および具体的な政策調整に継続的に取り組む
- ② 情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力といった従来の分野における協力や、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための協議を推進する
- ③ 地域における不測の事態に対する米軍の抑止および対処力の強化を目指し、日米協力の充実を図るための措置を検討する
- ④ 共同訓練、施設の共同使用などの平素からの各種協

力の強化を図るとともに、国際平和協力活動などを通じた協力や、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保などの国際公共財の維持強化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的およびグローバルな協力を推進するとしていく。

さらに、こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県をはじめとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直しなどについての具体的措置を着実に実施し、また、接受国支援をはじめとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進するとしている。

## 3 国際社会における多層的な安全保障協力

### (1) アジア太平洋地域における協力

新防衛大綱では、アジア太平洋地域において、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、日米同盟ともあいまって、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むために不可欠であるとの認識を示している。

こうした点を踏まえ、特に、韓国およびオーストラリアとは、二国間および米国を含めた多国間での協力を強化するとしている。そして、ASEAN諸国との安全保障協力を維持・強化し、また、アフリカ、中東から東アジアにいたる海上交通の安全確保などに共通の利害を有するインドをはじめとする関係各国との協力を強化するとしている。

さらに、この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、信頼関係を増進するとともに、協力関係の構築・発展を図ることとしている。特に中国との間では、戦略的互惠関係構築の一環として、さまざまな分野で建設的な協力関係を強化することが極めて重要との認識のもと、中国が国際社会において責任ある行動をとるよう、同盟国などとも協力して積極的な関与を行うとしている。

多国間の安全保障協力については、ASEAN地域フォーラム(ARF)や拡大ASEAN国防相会議(ADMM

<sup>1</sup> 国連平和維持隊への参加に当たっての基本方針をいう(Ⅲ部3章3節2、図表Ⅲ-3-3-3(P362)参照)

プラス)の枠組などを通じ、域内の秩序や規範、実際の協力関係の構築に向け、適切な役割を果たすこととしている。

## (2) 国際社会の一員としての協力

新防衛大綱では、グローバルな安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄の確保に資するよう、紛争、テロなどの根本原因の解決などのために政府開発援助(ODA)を戦略的・効果的に活用するなど外交活動を積極的に推進するとして、このような外交活動と一体となって、国際平和協力活動に積極的に取り組むとしている。その際には、わが国の知識や経験などを生かした支援に努め

るとともに、わが国が置かれた諸条件を総合的に勘案して、戦略的に実施するものとするとしている。

また、グローバルな安全保障課題への取組に関し、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイルなどの運搬手段に関する軍縮および拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たすこととしている。このほか、大規模災害やパンデミック<sup>2</sup>に際し、人道支援・災害救援などに積極的に取り組むこと、国連改革にわが国としても積極的に取り組むこととしている。

## 4 防衛力の役割

本節1で述べたとおり、新防衛大綱は、今後の防衛力について、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築するという考えのもと、「実効的な抑止及び対処」、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」、「グローバルな安全保障環境の改善」という防衛力の役割を適切に果たし得るものとし、その際、平素からの関係機関との連携を確保することとしている。

### 1 実効的な抑止及び対処

わが国周辺においては、朝鮮半島や台湾海峡などをめぐる問題が存在すること、多数の国が軍事を近代化し、軍事的な活動を活発化させているなど、軍事情勢が複雑さを増していることなどを踏まえ、防衛力の運用を重視した動的な抑止力を重視することとしている。このような観点から、新防衛大綱においては、わが国周辺における各国の軍事動向を把握し、各種兆候を早期に察知するため、平素からわが国およびその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動(常統監視)による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応することとしている。

この役割に関しては、①周辺海空域の安全確保、②島嶼部<sup>しよ</sup>に対する攻撃への対応、③サイバー攻撃への対応、

④ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応、⑤弾道ミサイル攻撃への対応、⑥複合事態への対応、⑦大規模・特殊災害等への対応、を重視することとされている。

16大綱と比較すると、近年の安全保障環境を踏まえ、③の「サイバー攻撃への対応」を重視することを明確にし、また、①から⑤の事態については単独で発生するとは限らないことから、⑥のように複数の事態が連続的にまたは同時に生起すること(複合事態)も想定して事態に応じ実効的な対応を行うとの考え方を新たに盛り込んでいることが特徴である。

なお、16大綱で防衛力の役割の一つとされていた「本格的な侵略事態への備え」については、「実効的な抑止及び対処」の中で、不確実な将来情勢の変化への必要最小限の備えを保持することとしている。

参照 Ⅲ部1章2節(P226)

### 2 アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

アジア太平洋地域では、中国、インド、ロシアの国力の増大にともなうさまざまな変化や、非伝統的安全保障分野での協力の進展がみられ、こうした動向にわが国が米国をはじめとする関係国と協力して適切に対応するこ

2 限られた期間にある感染症が世界的に大流行する現象をいう。



ヘリボン訓練を行う陸自部隊



潜水艦「はくりゅう」と乗員

とが求められている。16大綱においては、この地域における協力は「国際的な安全保障環境改善のための主体的・積極的な取組」の一部として位置づけられていたが、新防衛大綱においては、こうした状況を踏まえ、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」を防衛力の役割の柱の1つと位置づけている。

具体的には、まず、「動的防衛力」の考え方のもと、わが国周辺において、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動や訓練・演習などの各種活動を適時・適切に実施することにより、わが国周辺の安全保障環境の安定を目指すこととしている。これは、こうした活動が、わが国周辺の環境が望ましくないものへと変化することの防止にも寄与するとの考え方に立っている。

また、アジア太平洋地域の安定化を図るため、日米同盟関係を深化させつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習を多層的に推進することとしている。また、非伝統的安全保障分野において、地雷・不発弾処理などを含む自衛隊が有する能力を活用し、実際的な協力を推進するとともに、域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援<sup>1</sup>に取り組むこととしている。

参照 Ⅲ部3章1節(P321)・2節(P335)

### 3 グローバルな安全保障環境の改善

国際社会では、国際テロ、貧困や統治機構の脆弱化といった複数の問題が複雑にからみ合いながら、国境を超



早期警戒機E-2C

えた安全保障問題に発展する傾向が強まっており、こうした問題に対しては、各国が協力して取り組むことが必要である。新防衛大綱は、このような認識のもと、「グローバルな安全保障環境の改善」を防衛力の役割としている。

具体的には、人道復興支援をはじめとする平和構築や停戦監視を含む国際平和協力活動に引き続き積極的に取り組み、また、国際連合などが行う軍備管理・軍縮、不拡散などの分野における諸活動や能力構築支援に積極的に関与するとともに、同盟国などと協力して、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持のための取組などを積極的に推進することとしている。

参照 Ⅲ部3章3節(P358)・4節(P381)

<sup>1</sup> Ⅲ部3章1節5(P329)参照。

## COLUMN

## 「海洋秩序の維持」への取組

新防衛大綱においては、グローバルな安全保障環境を改善するため、「海洋秩序の維持」のための取組を積極的に推進することとされました。ここでは、海上自衛隊が実施する活動を紹介します。

## 【海賊対処活動に参加した木村1佐】

「私は10（平成22）年6月から第4次派遣海賊対処行動航空隊司令としてソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動に従事しました。活動中、海賊による襲撃の通報を航行船舶から受けた際には、この活動の重要性を身を持って認識しました。また、現地で活動する各国の艦艇や航空機とともに襲撃を未然に防止できた時には、こうした国際的な取組が海洋秩序の維持に大いに役立っていることを実感しました。」



護衛の状況

## 【PSI訓練に参加した竹本3佐】

「私は10（同22）年10月、韓国主催のPSI訓練に参加しました。米豪韓海軍と実施した本訓練には10カ国のオブザーバーが参加しており、これは海洋を介して行われる大量破壊兵器の拡散を国際社会が一丸となって防止する重要性が共有されていることの証左であり、海自による積極的な取組の必要性を改めて認識しました。」



訓練の状況

海上自衛隊は、これらのほか、平素からの情報収集・警戒監視や各種活動、訓練を通じた各国海軍との協力関係の強化により、「海洋秩序の維持」に積極的に取り組んでいます。



## 5 具体的な防衛力の内容

16大綱においては、自衛隊の体制が各自衛隊ごとに別個に導かれるというよりは、統合運用を基本とした事態対応から導き出されるものであるとの考え方に基づき、「防衛力の役割」の項目において、事態ごとにその果たすべき役割・対応のみならず自衛隊の体制の考え方も含めて包括的に示し、別表において自衛隊の主要な部隊編成や装備の具体的な規模を示していた。

新防衛大綱においては、「防衛力の役割」に加え、その役割を実効的に果たすための「自衛隊の態勢」および「自衛隊の体制」の考え方を独立して明記した上で、別表において自衛隊の主要な部隊編成や装備の規模を示している。以下では、新防衛大綱における自衛隊の具体的な態勢および体制について説明する。

### 1 自衛隊の態勢

防衛力の役割を適切に果たすためには、情報収集・警戒監視・偵察活動などの活動の適時適切な実施、事態に際しての迅速かつシームレスな対応、多様化・複雑化・重層化する安全保障問題に対応するための国際協力を一層重視して防衛力を運用するために必要な態勢をとらなければならない。そのような観点から、新防衛大綱は、各種事態などへの対応に必要な態勢を保持することとしているほか、次のとおり自衛隊が保持すべき態勢を明示している。

#### (1) 即応態勢

待機態勢の保持、機動力の向上、練度・可動率の維持向上などを通じ、迅速かつ効果的に活動を行い得るようになる。また、基地機能の抗たん性を確保するとともに、燃料、弾薬（訓練弾を含む）を確保し、維持整備に万全を期する。

#### (2) 統合運用態勢

迅速かつ効果的な対処に必要な情報収集態勢を保持するほか、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能および情報共有態勢ならびにサイバー攻撃対処態勢を保持する。

#### (3) 国際平和協力活動の態勢

多様な任務、迅速な派遣、長期の活動にも対応し得る能力、態勢などの充実を図る。

## 2 自衛隊の体制

### (1) 基本的考え方

自衛隊は、「1 自衛隊の態勢」で述べた態勢を保持しつつ、防衛力の役割を効果的に果たし得る体制を効率的に保持することとしている。その際、効果的・効率的な防衛力整備を行う観点から、各種事態への対応や国際平和協力活動などの各種の活動に活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能および非代替的な機能<sup>1</sup>を優先的に整備することとし、具体的には、冷戦期から整備されてきた戦車や火砲を削減するなど冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信などの機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることとしている。

そして、これを裏付ける各自衛隊への予算配分について、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し、総合的な見地から思い切った見直しを行うこととしている。

また、統合運用の推進や日米共同による対処態勢構築の推進などの観点から、陸上自衛隊の作戦基本部隊（師団・旅団）および方面隊のあり方について、指揮・管理

<sup>1</sup> これらについて、確立した定義は存在しないが、「非対称的な対応能力を有する機能」とは、たとえば相手方の水上艦艇による行動に対し隠密性の高い潜水艦によって行う警戒監視など、相手方の行動に対し効率的・効果的に優位性を保ちつつ対応しうる機能、「非代替的な機能」とは、たとえば弾道ミサイル防衛（BMD）システムなど、その機能がなければ甚大な被害を及ぼす相手方の攻撃などに対する対応能力に全く欠けてしまうような機能をいう。

機能の効率化にも留意しつつ、総合的に検討することとしている。

なお、本格的な侵略事態が生起する可能性は低いとの認識のもと、かつて着上陸侵攻などを想定して装備されてきた陸上自衛隊の戦車および火砲は、今後その総数を削減し、これらを装備した部隊の編成も見直していくこととなる。他方、将来にわたり、戦車や火砲などを用いなければ対処し得ないような本格的な侵略事態が生起する可能性を否定することは、わが国の防衛に万全を期す上で不適切である。このため、本格的な侵略事態への備えについて、不確実な将来情勢の変化に対応するための必要最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り、引き続き保持することとしている。戦車や火砲については、近年のネットワーク技術など軍事科学技術の進展を取り入れ、特殊部隊への対応や市街地における戦闘など、さまざまな事態における活用を図るほか、戦車を主体とした機動打撃力により敵の侵入を阻止・撃破する戦闘や、火砲による敵陣地への打撃を加える戦闘などに関する専門的知見や技能を、必要最小限の範囲で維持していく。

## (2) 体制整備に当たっての重視事項

自衛隊の体制整備に当たっての重視事項は、以下のとおりとしている。

### ア 統合の強化

統合幕僚監部の機能の強化をはじめ、指揮統制、情報収集、教育訓練などの統合運用基盤を強化する。また、輸送、衛生、高射、救難、調達・補給・整備、駐屯地・基地業務など、各自衛隊に共通する横断的な機能について、整理、共同部隊<sup>2</sup>化、集約・拠点化などにより、統合の観点から効果的かつ効率的な体制を整備する。

### イ 島嶼部における対応能力の強化

自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊が活動を行う際の拠点、機動力、輸送能力および実効的な対処能力を整備することにより、島嶼部への攻撃に対する対応や

周辺海空域の安全確保に関する能力を強化する。

### ウ 国際平和協力活動への対応能力の強化

各種装備品などの改修、海上および航空輸送力の整備、後方支援態勢の強化を行うほか、施設・衛生などの機能や教育訓練体制の充実を図る。

### エ 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有などを適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や情報本部などの総合的な分析・評価能力などを強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備する。また、地理情報の収集能力を強化するなど、自衛隊の海外派遣部隊などの遠隔地での活動に対する情報支援を適切に行う体制を整備する。さらに、関係国との情報協力・交流の拡大・強化に取り組む。

### オ 科学技術の発展への対応

高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力を整備するため、各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備することにより、確実な指揮命令と迅速な情報共有を確保するとともに、サイバー攻撃対処を統合的に実施する体制を整備する。

### カ 効率的・効果的な防衛力整備

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化・合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。このため事業の優先順位を明確にして選択と集中を行うとともに、6の「防衛力の能力発揮のための基盤」に述べる取組を推進する。

## (3) 各自衛隊の体制

次のとおり各自衛隊の体制について考え方を明示するとともに、主要な編成、装備などの具体的規模を別表において示している。

### ア 陸上自衛隊

陸上自衛隊は、各種の機能を有機的に連携させ、各種

<sup>2</sup> 統合運用による円滑な任務遂行上一体的運用を図る必要がある場合に、陸・海・空自共同のものとして置く防衛大臣直轄部隊をいう。

COLUMN

## 自衛隊の体制 —南西地域の防衛態勢の強化—

新防衛大綱では、新たな安全保障環境を踏まえ、「動的防衛力」を構築するとし、さまざまな役割を効果的に果たせる体制を効率的に保持することとされている。

その際には、冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、南西地域も含めて防衛態勢の充実を図ることとしている。

南西地域に多くの島嶼を有するというわが国の地理的特性を踏まえると、島嶼部の防衛はもともと重要なものであり、16大綱においても、「島嶼部に対する侵略への対応」が防衛力の役割として明記されていたが、今般の新防衛大綱の策定の過程において、各種の事態における防衛体制の点検を行った結果、南西地域に自衛隊の活動基盤が手薄な地域があることが浮き彫りとなった。

新防衛大綱では、このような自衛隊配備の空白となっている島嶼部に、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊

が活動を行う際の拠点や、機動力、輸送能力および実効的な対処能力を整備することとしている。

具体的には、新中期防期間中（平成23年度～平成27年度）には南西地域の態勢強化に関する多くの施策を講じることとしている（図表参照）。

同時に、たとえば、北海道の師団・旅団については、北海道が非常に良好な訓練環境にある（全国の演習場の総面積の47%が所在）といった特性を考慮しつつ、冷戦期から整備されてきた戦車・火砲を縮減して即応性・機動性を重視した部隊に改編していく。

これらのほか、燃料や部品の確保を含む装備品の可動率の維持・向上による部隊運用の実効性の向上や、輸送、衛生、高射、救難、調達・補給・整備などの各自衛隊に横断的な機能の整理などの施策もあわせて行い、「選択と集中」によって防衛態勢の充実を図っていく。



南西地域の防衛態勢強化の概要（新中期防期間中）

事態に有効に対応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、各地に迅速に展開することが可能で、かつ国際平和協力活動などの多様な任務を効果的に遂行し得る部隊を、地域の特性に応じて適切に配置することを基本とし、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部の防衛についても重視するとともに、効率化・合理化を徹底することとしている。

また、航空輸送、空挺、特殊武器防護、特殊作戦、国際平和協力活動などに有効に対応できるよう、これらの専門的機能を有する中央即応集団などを引き続き保持するほか、作戦部隊や重要地域の防空を有効に行えるよう、地对空誘導弾部隊を、現在の8個部隊から1個部隊を削減し、7個部隊を保持することとし、これらの部隊には能力を向上させた地对空誘導弾を導入することとしてい

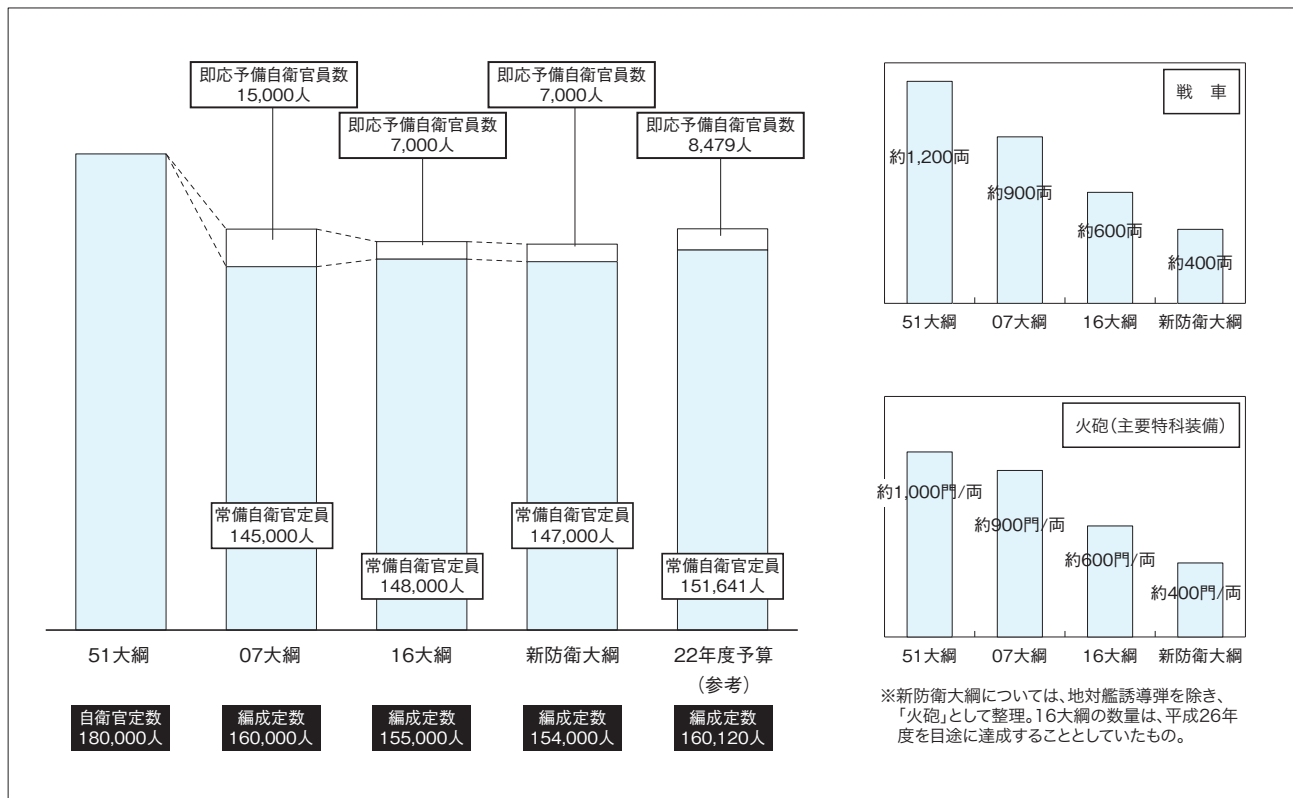
る。

その結果、陸上自衛隊は、16大綱と比較して、

- ① 常備自衛官の定数を14万8千人から14万7千人、編成定数を15万5千人から15万4千人とする
- ② 戦車を約600両から約400両、火炮（16大綱では主要特科装備<sup>3</sup>）を約600門/両から約400門/両とする
- ③ 地对空誘導弾部隊を8個高射特科群から7個高射特科群/連隊（6個高射特科群および1個高射特科連隊）に効率化・合理化することとしている。8個師団および6個旅団ならびに1個機甲師団という作戦基本部隊の体制は、引き続き保持することとしている。

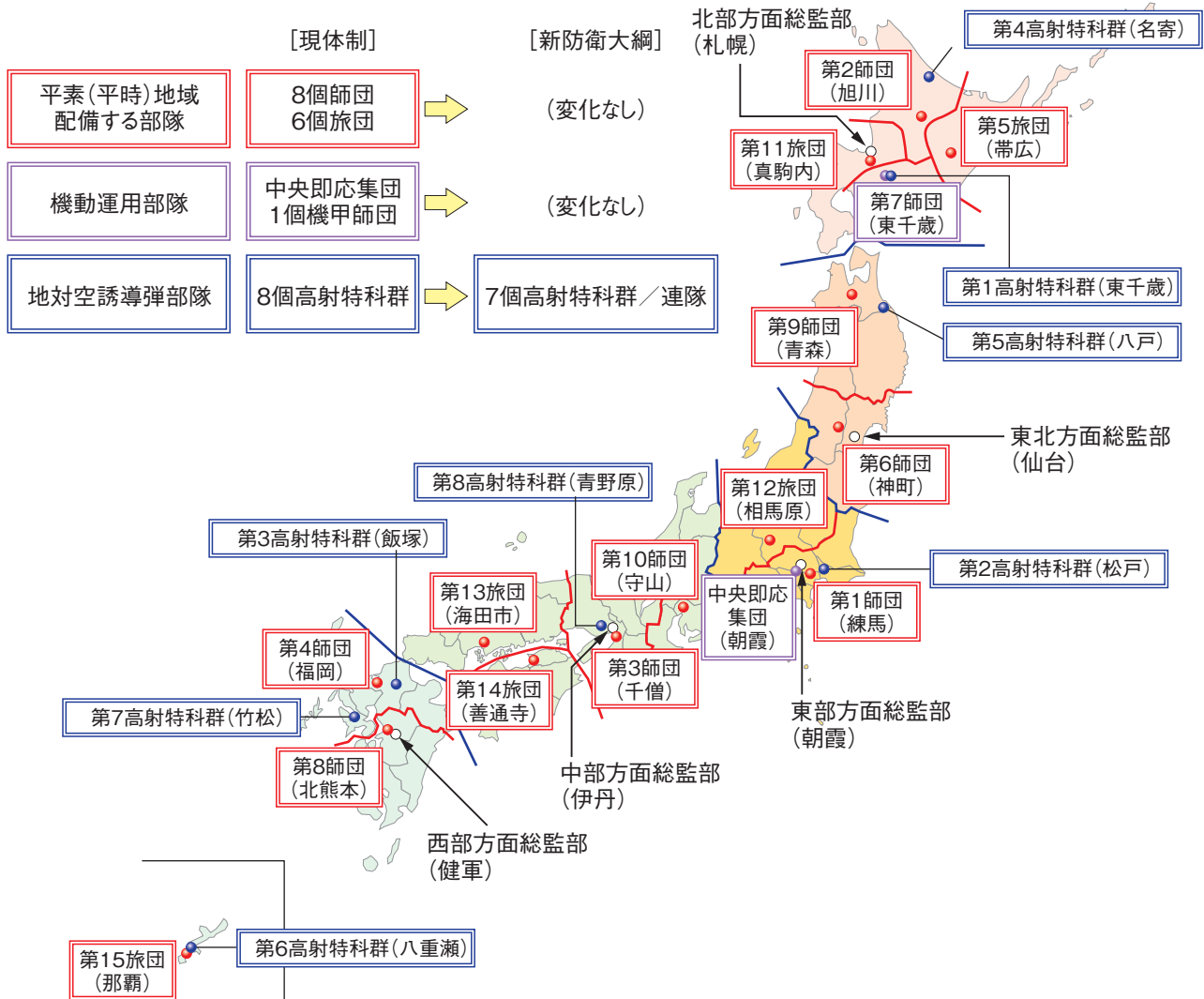
（図表Ⅱ-2-3-1・2参照）

図表Ⅱ-2-3-1 目標とする編成定数および主要装備数量の変遷



3 16大綱においては、りゅう弾砲、多連装ロケットシステムおよび地对艦誘導弾を「主要特科装備」と区分していたが、新防衛大綱では、これらのうち地对艦誘導弾を除外し、りゅう弾砲および多連装ロケットシステムを「火炮」と区分している。

図表Ⅱ-2-3-2 基幹部隊の体制(新防衛大綱策定時)



### イ 海上自衛隊

海上自衛隊は、平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保、国際平和協力活動などを実施し得るようになることを主眼とすることとしている。

① 護衛艦部隊については、従来、各種事態や国際平和協力活動に即応し得る機動運用部隊(32隻)と、沿岸海域の警戒および防備を行う地域配備部隊(5警備区に3隻ずつの計15隻)を保有することとしていた。しかしながら、国際平和協力活動の増大などにより機動運用部隊の運用が逼迫している現状などを踏まえ、地

域配備部隊については、警備区を越えて効率的に活動できるように体制を変更し、南西方面への警戒監視や国際平和協力活動などにおいても運用することとしている。その結果、護衛艦部隊については、護衛艦8隻からなる護衛隊群を基本単位とする4個護衛隊群(32隻)のほか、新たに護衛艦4隻からなる護衛隊を基本単位とする4個護衛隊(16隻)をそれぞれ保持することとし、護衛艦を計48隻とすることとしている。

(図表Ⅱ-2-3-3参照)

② 潜水艦部隊については、引き続き東シナ海および日本海の海上交通の要衝などに潜水艦を配備するととも

に、南西方面をはじめわが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視を平素から広域にわたり実施し、情報優越を確保し、各種の兆候を早期に察知できる態勢を強化するため、作戦海域と基地との地理的關係などを考慮して、22隻保有することとしている。

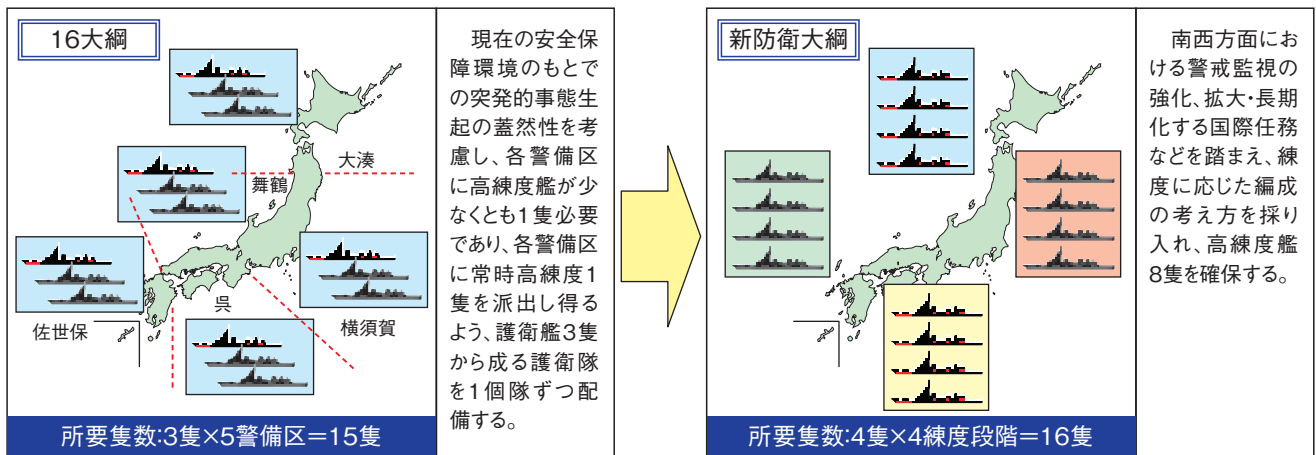
(図表II-2-3-4参照)

③ 哨戒機部隊については、洋上における情報収集・警戒監視を平素からわが国周辺海域で広域にわたり実施

するとともに、周辺海域の哨戒や海上交通の安全確保などを有効に行い得るよう、引き続き、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊、回転翼哨戒機部隊を5個航空隊の合計9個航空隊を保有することとしている。

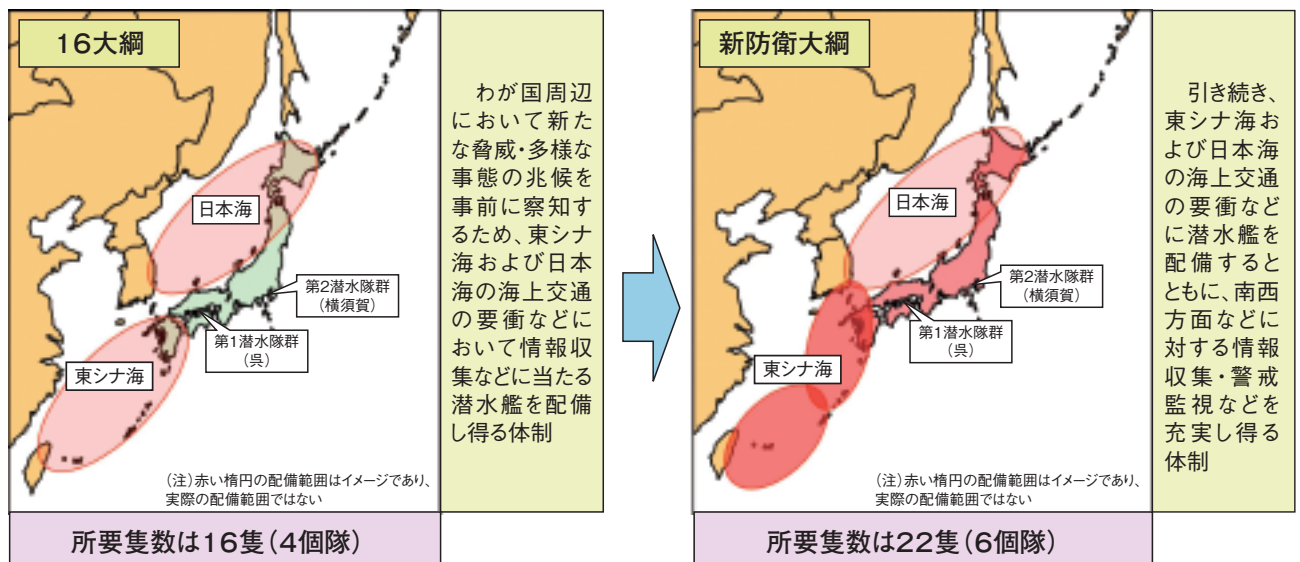
④ 掃海部隊については、海上輸送に依存する国民生活の安全を確保するため、わが国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、引き続き1個掃海隊群を保有することとしている。

図表II-2-3-3 地域配備部隊の体制移行



= 修理・練成段階を終了した練度の高い艦

図表II-2-3-4 潜水艦部隊の体制



ウ 航空自衛隊

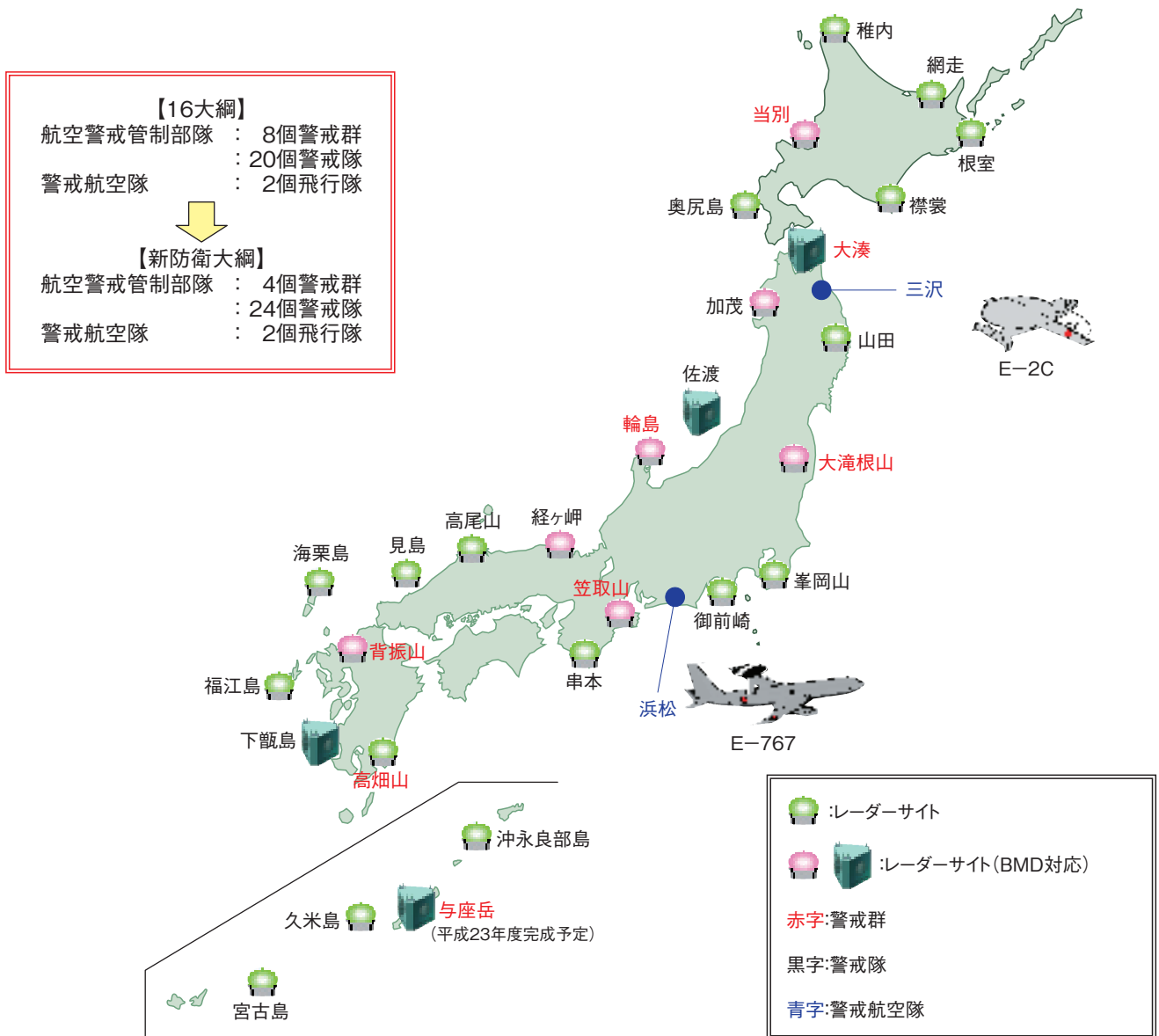
航空自衛隊は、周辺海空域における常時継続的な警戒監視、総合的な態勢のもとでの全般防空、重要地域の防空などを実施し得るようにすることを主眼とすることとしている。

① 周辺海空域において常時継続的に警戒監視を行う航空警戒管制部隊については、従来8個警戒群および20個警戒隊を保持してきたが、人的資源の制約に配慮し

つつ、可能な限り効率的に総合的な防空態勢を強化するため、8個警戒群のうち4個を縮小して警戒隊に改編し、4個警戒群および24個警戒隊を保有することとしている<sup>4</sup>。また、地対空誘導弾部隊については、政治、経済、防衛などの重要地域の防空に当たるため、引き続き6個高射群を保有することとしている。

(図表II-2-3-5参照)

図表II-2-3-5 航空警戒管制部隊の体制(新防衛大綱策定時)



4 警戒群を警戒隊に改編することにより定員規模は縮小するが、当該定員はレーダーサイトなどからの情報をもとに要撃管制などを行う防空指令所の強化などに充て、総合的に警戒管制機能を強化することとしている。

② わが国の防空などを総合的な態勢で行い得るよう、引き続き、戦闘機部隊（能力の高い新戦闘機を保有する部隊を含む）を12個飛行隊、航空偵察を実施する航空偵察部隊を1個飛行隊、各種の事態において部隊を機動的に輸送し、国際平和協力活動にも積極的に取り組み得る航空輸送部隊を3個飛行隊、空中給油機能および国際平和協力活動にも利用できる輸送機能を有する空中給油・輸送部隊を1個飛行隊、それぞれ保有することとしている。

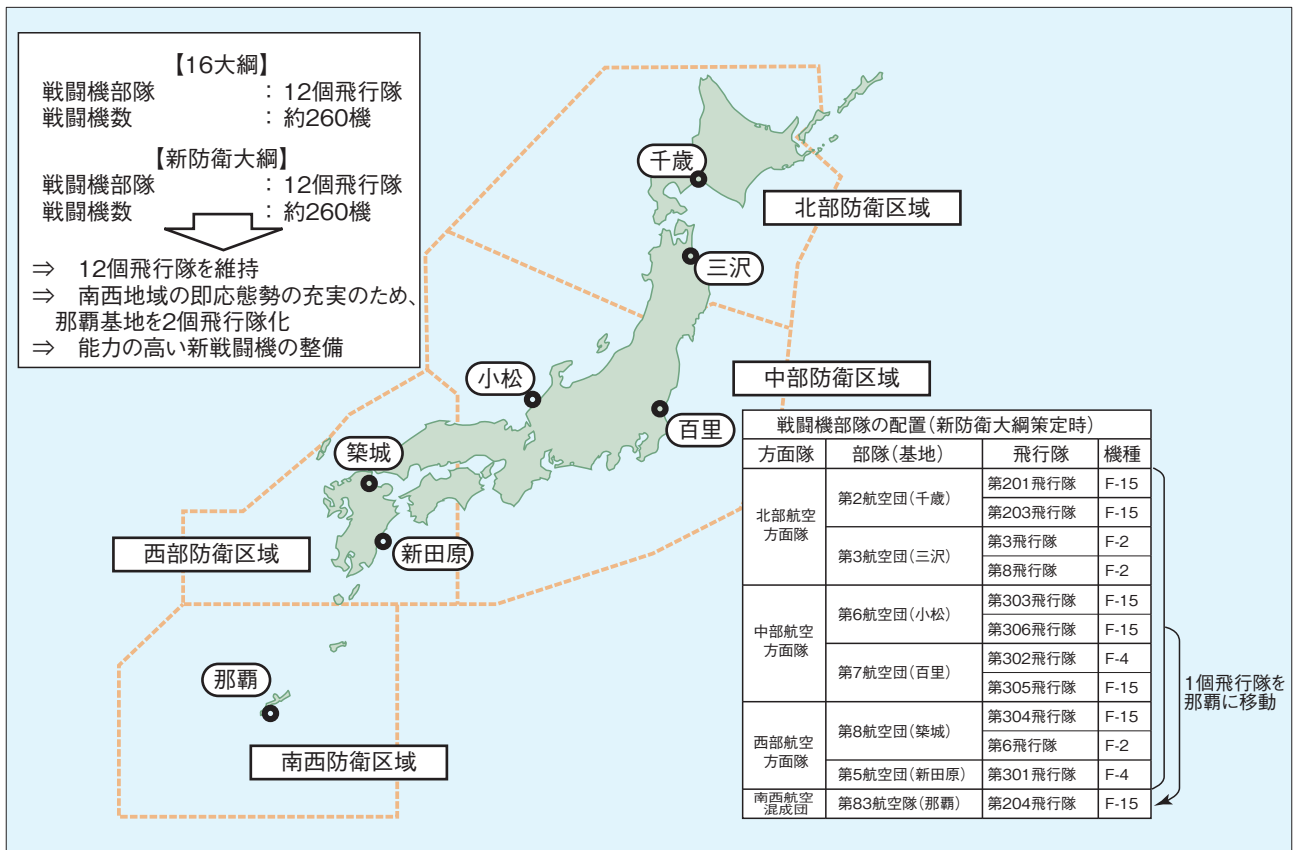
主要装備については、わが国を取り巻く安全保障環境や厳しい財政事情などを総合的に勘案し、作戦用航空機を約350機から約340機に効率化する一方、戦闘機については、約260機を維持することとしている。  
(図表II-2-3-6参照)

工 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊

わが国の弾道ミサイル防衛(BMD)システムは、SM-3搭載イージス艦による上層防衛と、拠点防御のためのペトリオットPAC-3による下層防衛からなる多層防衛の考え方を採用している。

① イージス艦については、16大綱で保持することとされた4隻体制では、定期整備や補給・休養、練成訓練などの必要性を勘案すると、常に任務に就くことのできる状態にある艦が原則として2隻となるため、常時継続的な待機態勢の維持に限界がある。また、迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルといった将来脅威への対応を含め、弾道ミサイルの脅威からのわが国の防衛に一層万全を期すため、能力向上型の迎撃ミサイルが今

図表II-2-3-6 戦闘機部隊の体制(新防衛大綱策定時)





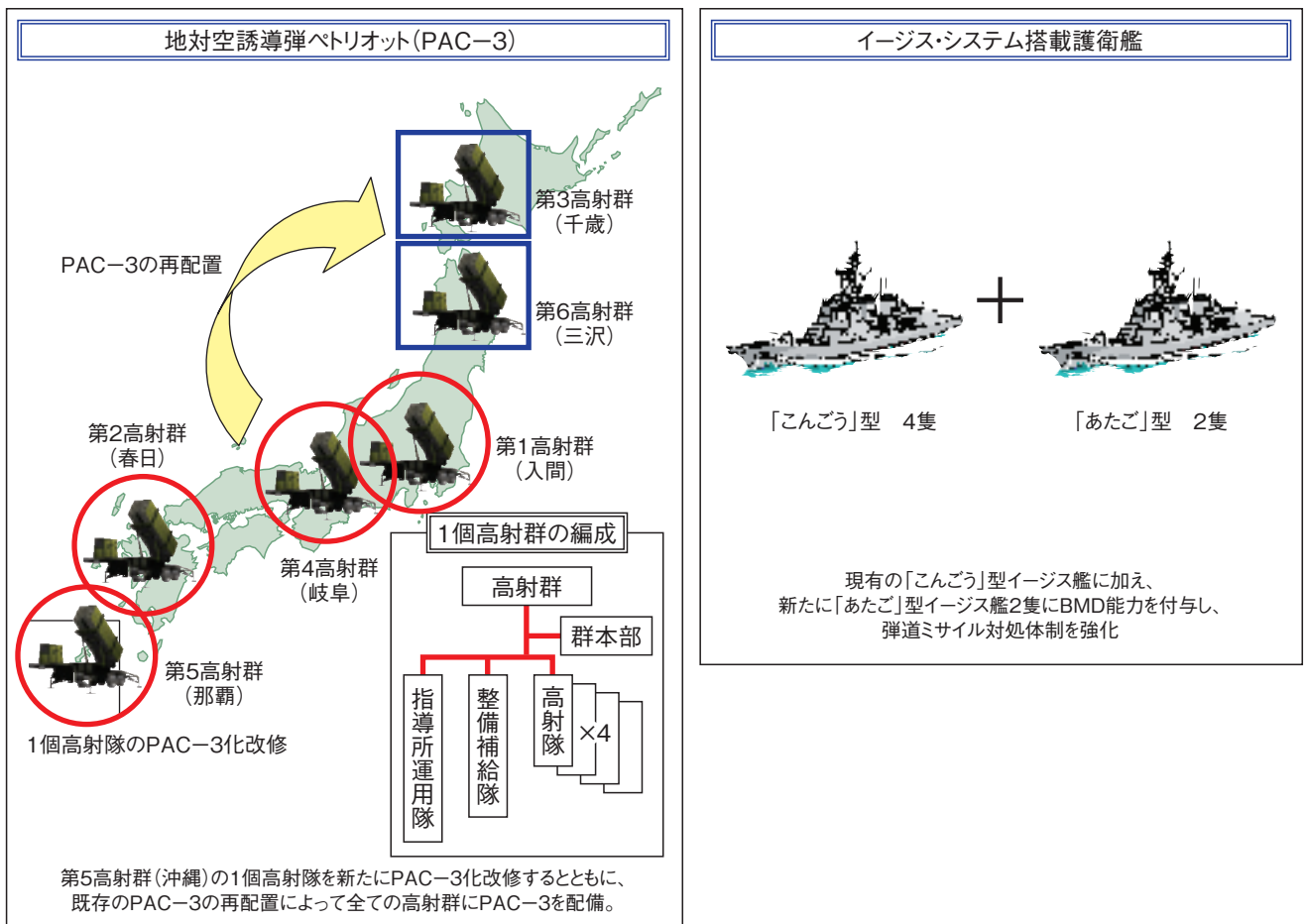
後開発された場合にこれを運用することが可能な、拡張性の高いイージスBMDシステムを搭載する必要がある。

こうした状況のもと、厳しい財政事情や弾道ミサイル対処能力の早期向上の必要性などの要素も勘案し、新防衛大綱では、上記の能力向上型の迎撃ミサイルを運用することが可能な拡張性の高いイージスBMDシステムを搭載する2隻を含め、弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス艦を計6隻保有することとしている<sup>5</sup>。なお、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、護衛艦の総隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得ることとしている。

② 弾道ミサイル防衛にも使用し得る航空警戒管制部隊については、ウ①で述べた部隊改編により、7個警戒群および4個警戒隊から11個警戒群/隊とすることとしている。また、3個高射群を保持するとされていたペトリオットPAC-3についても、全国への迅速な展開を可能とするため、6個高射群全てにPAC-3を配備することとしている。この際、厳しい財政事情を踏まえ、新防衛大綱のもとで新規に整備するPAC-3は1個FU<sup>6</sup>に限定し、既存の16個FU（高射隊および教育所要分）とあわせた17個FUを全国にバランスよく配置し、できる限り効率的に体制整備を行うこととしている。

(図表II-2-3-7・8参照)

図表II-2-3-7 弾道ミサイル防衛の体制



5 既存のイージス艦「あたご」および「あしがら」に拡張性の高いイージスBMDシステムなどを搭載するための改修を予定している。

6 Fire Unit (対空射撃部隊の最小射撃単位)。

図表II-2-3-8 防衛大綱別表の比較

区 分		51大綱	07大綱	16大綱	新防衛大綱	
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5千人	15万4千人	
	常備自衛官定員		14万5千人	14万8千人	14万7千人	
	即応予備自衛官員数		1万5千人	7千人	7千人	
	基幹部隊	平素(平時)地域に配備する部隊	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団  1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団  中央即応集団	中央即応集団  1個機甲師団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊
主要装備		戦車 (注2)(約1,200両) 火砲(主要特科装備)(注1) (注2)(約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊			4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	
		(機動運用) (地域配備)	4個護衛隊群 (地方隊)10個隊	4個護衛隊群 (地方隊)7個隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊	
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊
		掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
		哨戒機部隊	(陸上)16個隊	(陸上)13個隊	9個隊	9個航空隊
	主要装備	護衛艦 約60隻 潜水艦 16隻 作戦用航空機 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊
		(要撃戦闘機部隊)	10個飛行隊	9個飛行隊		
		(支援戦闘機部隊)	3個飛行隊	3個飛行隊		
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
	空中給油・輸送部隊	—	—	1個飛行隊	1個飛行隊	
地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群		
主要装備	作戦用航空機 約430機 うち戦闘機 (注2)(約360機)	約400機 約300機	約350機 約260機	約340機 約260機		
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊(注3)	イージス・システム搭載護衛艦	—	—	4隻	(注4) 6隻	
	航空警戒管制部隊	—	—	7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊	
	地对空誘導弾部隊	—	—	3個高射群	6個高射群	

(注1) 16大綱までは「主要特科装備」と整理していたところ、新防衛大綱では地对艦誘導弾部隊を除き「火砲」として整理。

(注2) 51大綱別表に記載はないものの、07以降の大綱別表との比較上記載。

(注3) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備または航空自衛隊の基幹部隊の内数。

(注4) 新防衛大綱においては、弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする、とされている。

COLUMN

## 「即動」する中央即応集団 (CRF)

現在の国際社会において、各国は、国連平和維持活動や人道支援・災害救援、海賊対処行動など、平素から国際社会の平和と安定に寄与する防衛力の役割に注目し、積極的に活用するようになってきている。また、新防衛大綱は、「事態に迅速かつシームレスに対応するためには、即応性を始めとする総合的な部隊運用能力」が重要性を増しているとしている。

07(平成19)年に創設された中央即応集団(CRF)は、国内における各種事態の発生時にその拡大防止を図り、また国際平和協力活動に迅速・継続的に派遣する場合などにおいて中心的役割を果たす部隊である。

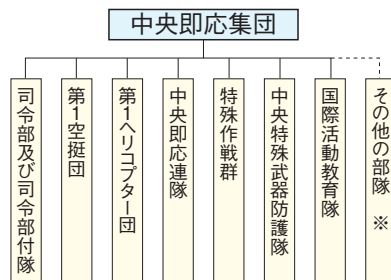
ハイチにおけるPKOにおいて、国連の派遣要請からわずか2週間あまりで現地における活動を始められたのは、先遣隊の役割を担う中央即応連隊の存在があったからにほかならない。また、組織面での充実に加え、国際活動教育隊が中心となって、国際平和協力活動などに関する教育訓練の実施(派遣要員への教育、各方面隊の練成訓練支援、国際活動の教育訓練に関する調査研究)とノウハウの蓄積・普及を行い、部隊や隊員の能力を高めてきている。このように、中央即応集団は、わが国の国際平和協力活動などの実績を着実に積み重ね、部隊を迅速かつ継続的に派遣できる体制の強化に貢献してきた。

中央即応集団は、第1空挺団や第1ヘリコプター団といった機動運用に適した部隊、特殊作戦群や中央特殊武器防護隊のような専門部隊も有しており、事態発生時にはこれらの部隊を各地に迅速に派遣することが

できる。

東日本大震災に際しては、原子力災害に対応するため、中央特殊武器防護隊を中核とした地上からの放水や除染活動、第1ヘリコプター団のCH-47による空中からの原子炉への水投下やモニタリング支援を原発で行った。第1空挺団と中央即応連隊は、福島第1原発周辺地域における避難支援や行方不明者の捜索を行っている。

防衛省としては、新防衛大綱に基づき、「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性」を備えた「動的防衛力」を構築することとしているが、中央即応集団が「動的防衛力」を実現する上で重要な役割を果たす部隊として、あらゆる事態に即座に行動(即動)できるよう、各種の施策を講じていく。



※ PKO派遣のため組織されたゴラン高原派遣輸送隊およびハイチ派遣国際救援隊は、中央即応集団司令官に隷属している。このほか、国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)司令部要員、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)司令部要員、国連スーダンミッション(UNMIS)司令部要員および海上自衛隊の派遣海賊対処行動航空隊の陸上自衛官も、中央即応集団から派遣されている。

## 6 防衛力の能力発揮のための基盤

動的防衛力を構築し、その能力を十全に発揮できるようにするためには、人的・物的な基盤、地方公共団体との協力や防衛施設周辺地域との調和といった社会的基盤の充実が重要となる。新防衛大綱ではこれらについて次のような取組を重視することとしている。

### 1 人的資源の効果的な活用

本節1で述べたとおり、新防衛大綱は、各種の任務を実効的かつ能動的に行い得る動的防衛力の整備に向けて、真に必要な機能に資源を選択的に集中することとしている。

他方、自衛隊の人的構成については、07大綱の策定以降、部隊改編や人員削減を進める一方、任務の多様化・国際化などに対応するため、人的構成に当たって考慮すべき重点を熟練性・専門性へとシフトさせてきたほか、任期制自衛官の採用・再就職環境が厳しくなったことも考慮し、「非任期制自衛官」（一般曹候補生など）の採用拡大や、士から曹への昇任数確保などが図られ、その結果、幹部・曹の充足水準は高い一方で、士、特に任期制士が減少してきた。士は若年者が多いことから、その減少により結果として自衛隊全体として年齢構成が高齢化してきているという現状がある。

こうした中、新防衛大綱においては、自衛隊全体の人員規模および人員構成を適切に管理し、精強性を確保することとし、次のような具体的な取組を挙げている。

- ① 自衛隊が遂行すべき任務や、体力、経験、技能などのバランスに留意しながら士を増勢し、幹部および准曹の構成比率を引き下げ、階級および年齢構成のあり方を見直す。
- ② 人員配置の適正化の観点から、自衛官の職務を再整理し、体力要素の重要性が高い第一線部隊などには、士を中心とする若年隊員を優先的に充当するとともに、その他の職務について最適化された給与などの処遇を適用するなど、国家公務員全体の人件費削減の方向性に沿った人事施策の見直しを含む人事制度改革を実施する。

③ 民間活力の一層の有効活用などにより、自衛隊の駐屯地・基地業務などの後方業務などについても効率化するなど、人員の一層の合理化を進め、人件費を抑制することにより、厳しい財政事情の中で有効な防衛力を確保する。

④ ①のとおり階級および年齢構成を見直すにあたり、社会における退職自衛官の有効活用を図り、公的部門での受入れを含む再就職援護や、退職後の礼遇などに関する施策を推進し、これらと一体のものとして早期退職制度などの導入を図り、任務にあたる隊員が退職後の懸念なく安心して業務にまい進できる環境の整備を図る。あわせて、官民の協力や人的交流も積極的に進める。

同時に、新防衛大綱では、隊員の高い士気および厳正な規律の保持のため、①社会の少子化・高学歴化と自衛隊の任務の多様化などに的確に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する、②隊員の壮健性維持に資する衛生基盤などを整備する、③安全保障問題に関する研究・教育を推進し、知的基盤を充実・強化する、④過酷または危険な任務の遂行に対して適切な処遇が確保されるよう、制度全般について見直しを行う、などの各種施策を推進することとしている。

### 2 物的基盤の充実・強化のための施策

(1) 装備品などの運用基盤の充実・取得の一層の効率化  
近年、装備品は高性能化にともない高価格化し、同時に装備品を維持するための経費も増加傾向にある。

新防衛大綱は、こうした中で装備品の維持整備を効率的かつ効果的に行い、可動率を高い水準で維持するなど、防衛力の運用に不可欠な装備品などの運用基盤の充実を図ることとしている。また、契約にかかる制度全般の改善や、短期集中調達・一括調達など効率的な調達方式の一層の採用を図るなど、調達価格を含むライフサイクルコストの抑制を更に徹底し、費用対効果を高めるとともに、外部監査制度の充実を進め、調達の透明性を向上させることなどを通じ、装備品取得の一層の効率化を図る

COLUMN

## 自衛隊の精強性向上などのための人事制度の見直しについて

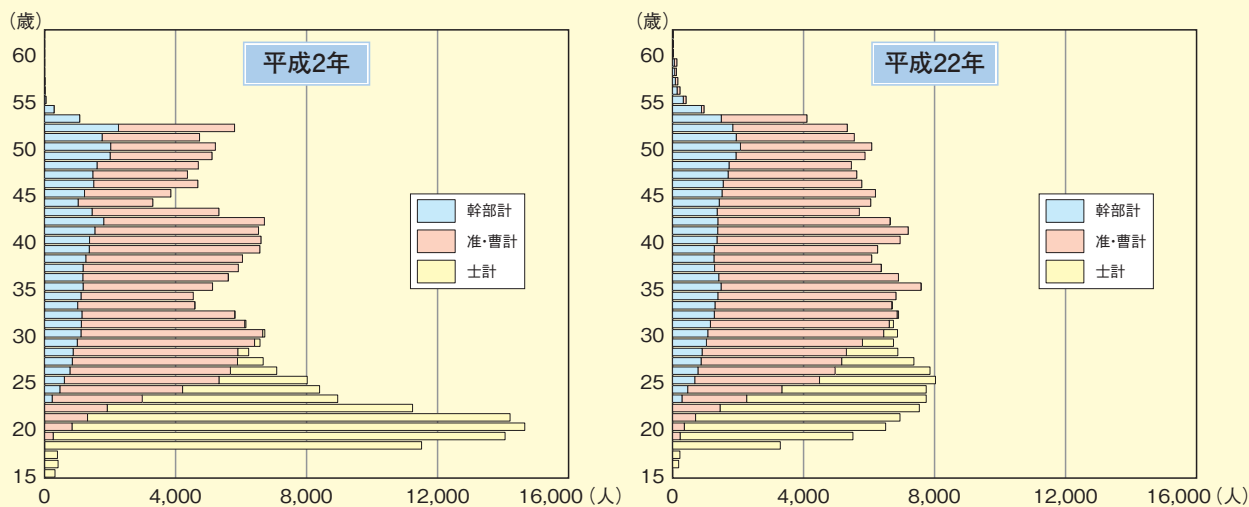
自衛隊の人的構成については、95（平成7）年に策定された07大綱以来、部隊改編・人員削減を進める中、任務の多様化・国際化、装備の高度化などへの対応のため、その重点を熟練・専門性にシフトさせてきたほか、任期制自衛官の採用・再就職環境が厳しくなったことも考慮し、「非任期制自衛官」（一般曹候補生など）の採用拡大や、士から曹への昇任数確保などが図られ、その結果、幹部・曹の充足水準は高い一方で、士、特に、任期制士が減少してきた。士は若年者が多いことから、その減少により結果として自衛隊全体としての年齢構成が高齢化してきており、主として陸自において、年齢という観点からの精強性に問題が生じている。

また、防衛予算においては、人件・糧食費が4割を越えるなど大きな比重を占め、自衛隊の活動経費を圧迫している状況にある中、人件費は隊員の高齢化により更に増加するものと見込まれる。

一方、隊員の若年化を図るためには、任期制士の募集を拡大する必要があるが、任期制士はおおむね20代で退職することから、その後の再就職先が確保できるか否かが募集にも大きな影響を与えることとなる。しかしながら、募集・再就職のための環境は、少子高学歴化、産業構造の変化などにより厳しい状況にある。

こうした中、新防衛大綱・中期防においては、若年化による精強性の向上などとともに人件費の抑制・効率化を図ることとされ、これを受けて開始された人的基盤の改革においては、

- 任務や自衛官の体力、経験、技能などのバランスに留意しつつ士を増勢し、幹部および准曹の構成比率を引き下げ、階級および年齢構成のあり方を見直し、若年化を進めることにより第一線部隊の精強性を向上させるとともに、中長期的に人件費を管理するため、定員および現員の数管理する仕組みを確立
- 限られた予算の中で第一線部隊に若年隊員を優先的に充当し必要な人員を確保するため、後方業務の合理化・効率化と処遇の見直しによる新たな任用制度を導入
- 幹部・准曹・士の各階層の活性化を図るための施策を検討・導入
- 年齢構成の改善を通じて精強化および人件費の効率化を図る観点から早期退職制度を導入
- 厳しい労働環境に対応した募集・再就職援護態勢のあり方などを検討しているところである。



自衛官の階級・年齢構成(全体の構成)

## COLUMN

## 航空防衛力を支える基地機能の維持について

航空機を用いて各種行動を行うには、離着陸が可能な滑走路が必要不可欠であることに代表されるように、航空防衛力は基地なくして発揮できないことから、航空自衛隊にとって基地は何よりの「基盤」であるといえる。

戦闘機や輸送機などを運用し、航空防衛力を継続的に発揮するためには、滑走路や管制塔といった航空機の運用に直接関係する施設や、航空機への燃料、弾薬などの補給のための設備などを維持・管理し、各種事態に備えておくことが必要である。また、基地は隊員の勤務・居住の拠点であるため、航空防衛力の担い手を支えるという観点からも、基地機能を維持することは重要である。

こうした基地機能を保つための業務を一手に担っているのが、施設隊、通信隊、管理隊、業務隊、衛生隊、会計隊などから構成される基地業務群であり、航空基地のインフラの維持整備や、隊員が安んじて任務に就くためのマネジメントなどの基地業務を行っている。

たとえば、施設隊は、滑走路に穴が空く被害を受けた場合、速やかに滑走路を使用可能にするだけでなく、庁舎、電気などの基地内の重要インフラの維持運営も担当している。基地施設の維持は、航空防衛力発揮に不可欠であり、施設機能に欠けるところがあれば、任務遂行に大きな支障をきたすこととなる。

また、業務隊は基地における給食業務や福利厚生業務などを担う。各基地では、献立、調理および衛生管理の面で充実した給食業務を行っているほか、不測の事態に備え、野外炊飯要領について訓練するなど、継続的に給食業務を行う態勢を維持している。

さらに、通信隊は通信インフラの維持を、管理隊は物品などの輸送や基地の警備を、衛生隊は隊員の健康

の維持・管理を、会計隊は契約や給与業務などを担っており、航空防衛力をさまざまな面で支えている。

東日本大震災に際しては、被害を受けた松島基地が、地震発生からわずか4日後には最低限の基地機能を回復し、空輸される救援物資の集積拠点としての役割などを果たしたが、これは有事に備え有していた基地機能を維持する能力を活用したからこそといえる。また、被災地に近い分屯基地では、部隊の野外給食能力を活用し、昼夜を問わず継続して被災者などに食事を提供したが、これも部隊が給食能力を自己完結的に保有し、事態に対応できる態勢を整えていたからである。

このように航空防衛力を発揮する上で重要な役割を果たす基地機能を自己完結的に保持しつつ、新防衛大綱に示されているように、民間活力の有効活用などにより業務の質の向上を図るとともに合理化・効率化を推進しながら、あらゆる事態に即応し、かつ、継続的に航空防衛力を発揮できる態勢を整えていく。

滑走路被害  
復旧訓練災害派遣時の  
野外炊飯

こととしている。

### (2) 防衛生産・技術基盤の維持・育成

防衛生産・技術基盤の維持・育成のためには、防衛関連企業にとっての予見可能性を高め、その収益リスクを抑制し、中長期的な視点からの投資、研究開発、人材育成を行うことが必要である。こうした観点から、防衛生産・技術基盤について、真に国内に保持すべき重要なものを特定し、その分野の維持・育成に注力して、選択と集中の実現により安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定することとしている。このような戦略は、効果的かつ効率的な防衛力の維持・整備を図るための資ともなるものである。

### (3) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機などの装備品の活用や被災国などへの装備品の

供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討することとしている。

なお、新防衛大綱策定の際に発出された官房長官談話の中で、武器輸出三原則等については、国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念は引き続き堅持する、とされている。

## 3 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力のもと、防衛施設の効率的な維持および整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を引き続き実施することとしている。

## 7 留意事項

新防衛大綱に定める防衛力のあり方は、おおむね10年後までを念頭に置き、防衛力の変革を図るものであるが、情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討を行い、必要な修正を行うこととしている。16大綱のように「5年後」といった具体的な見直し時期は設けていない。

また、この大綱に定める防衛力へ円滑・迅速・的確な

移行が行われるよう、財政事情、部隊の練度の維持、隊員の士気への影響、地元や防衛生産・技術基盤への影響といった要素に配慮しながら、中期防衛力整備計画や各年度の予算を通じ、計画的な移行管理を行うこととしている。あわせて、新たな体制への移行について事後検証を行うとともに、あるべき防衛力の姿について不断の検討を行うこととしている。

VOICE

解説

Q&amp;A

## COLUMN

## 国際共同開発・生産について

先端装備品の分野では高性能化・高価格化が進んでいるため、その開発・生産においては、同盟国・友好国が持つ高い技術を活用しつつ開発・生産コストを抑制する国際共同開発・生産への参加が主流となっている。米国が参加する国際共同開発・生産も複数の同盟国・友好国が参加している。

国際共同開発・生産においては、その取得・配備に際して、参加国が優先的な取扱いを受けることになるため、わが国が国際共同開発・生産に参加しない場合、安全保障上必要な先端装備品を適切なタイミングで取得・配備できない恐れがある。

また、国際共同開発・生産に参加しない場合には、

わが国の防衛産業が先端技術にアクセスできず、生産にも関与できないこととなり、防衛生産・技術基盤の維持・育成という観点から大きな支障が生じる恐れもある。

このような状況を踏まえ、新防衛大綱では、「国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する。」としている。

11（平成23）年6月21日行われた日米安全保障協議委員会（「2+2」）においても、日本は検討を促進すること、米国はこの努力を奨励することとされた。

装備品	開発開始時期	参加国
通信システム(MIDS) 	1994年	米国・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン
改良型短距離艦対空誘導弾(ESSM) 	1995年	米国・ドイツ・スペイン・豪など10カ国
戦闘機(F-35) 	2000年	米国・英国・オランダ・イタリアなど9カ国
無人機(ユーロ・ホーク) 	2005年	米国・ドイツ